

○地方公務員災害補償法の一部を改正する 法律の施行について

（平成8年6月7日地基審第33号）
各支部審査会会長あて 理事長

標記について、自治事務次官から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

今回の改正は、地方公務員災害補償に係る不服申立ての迅速かつ適正な処理を図るため、審査請求後3箇月を経過しても支部審査会の決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、本部審査会に対して再審査請求をすることができることとする等の整備を行うとともに、本部審査会の委員を増員する等審査体制の整備を行うものです。

支部審査会に対する審査請求制度は、請求人に身近なところで審査を行う方が実際に補償を実施している支部及び請求人の立証等の利便に資し、簡易迅速な審査を行うためにも適当であるという観点から設けられたものであり、今回の改正により、従来にも増して審査請求事務の迅速な処理による審査請求制度の本来機能の発揮が強く求められています。

支部審査会の審理の迅速化については、既に「審査請求事務の迅速化等について」（平成7年9月18日地基審第56号）により事務処理体制の整備、審査会運営のあり方等についての検討をお願いしたところではありますが、法改正の趣旨を踏まえ、3箇月以内の事務処理を目途とした審査体制の強化について改めて更なる検討をお願いします。

なお、本部においても、支部審査会の審査請求事務の迅速化について、各種情報提供や技術的助言により一層支援していくこととしていることを申し添えます。

別添

自治給第30号
平成8年6月7日

地方公務員災害補償基金理事長 殿

自治事務次官

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行について（通知）

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成8年法律第61号。以下「改正法」という。）が、本日公布され、平成8年7月1日から施行されることとなった。

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）では、訴訟を提起する前に、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対する審査請求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」という。）に対する再審査請求という二段階の不服申立て手続を設けているところであるが、最近の処理事案の複雑化等から処理期間が長期化しており、また、再審査請求件数の増加などの状況から、審査の迅速処理が求められているところである。

こうした状況を踏まえ、今回の改正においては、地方公務員の災害補償制度における審査の迅速処理を図るとともに、二段階の不服申立て制度の趣旨を活かすため、所要の措置を講ずることとしたものである。

については、下記事項に留意のうえ、その実施について遺漏のないよう措置されたい。

記

第1 支部審査会の決定遅延の場合における救済規定の創設

審査請求後3箇月を経過しても支部審査会による決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができるものとする（法第51条第3項）。

第2 審査会における審査体制の整備

1 組織

審査会は委員6人をもって組織するものとする（法第53条第1項）。

2 合議体

審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件の取扱いは、委員3

人をもって構成する合議体で行うものとし、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認められる場合等においては、委員の全員をもって構成する合議体で行うものとする（法第53条の2から第53条の4まで）。

3 委員会議

審査会の会務の処理（審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件の取扱いを除く。）は、委員会議の議決によるものとする（法第54条）。

第3 不服申立て中の処分の取消しの訴えに関する規定の整備

不服申立て中の処分の取消しの訴えは、原則として、再審査請求後三箇月を経過しても審査会による裁決がないときに限り提起することができるものとする（法第56条）。

第4 その他所要の規定の整備を行うこと。

第5 施行期日等

- 1 この法律は、平成8年7月1日から施行するものとする（改正法附則第1条）。
- 2 施行日前に、審査請求後3箇月を経過し、かつ支部審査会の決定がない場合は、訴訟を提起するか、救済規定による再審査請求をするかの選択を認めるものとする（改正法附則第2条）。